平成２６年（フ）第３８号
秋田県横手市増田町増田字関ノ口88番地７
債務者　越後　陽子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３９号
和歌山県田辺市龍神村東752番地の１、前住所大阪府守口市八雲西町２丁目12番16号
債務者　土井二三一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１０４２号
大阪市大正区千島２丁目４番１―362号
債務者　崎濱　正子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２１号
大阪府枚方市東中振１丁目58番23号
債務者　川上　文子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９１号
大阪市住之江区新北島６丁目１番５―209号
債務者　平郡佳保里（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６００号
大阪市福島区海老江７丁目20番17号
債務者　浅野　周彦
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７００号
大阪市生野区巽中４丁目２番41号
債務者　金光伸広こと　金　　伸広
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１７号
大阪市中央区日本橋２丁目３番５号
債務者　安井　君代（旧姓高本）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４１号
大阪市淀川区三国本町３丁目16番７号
債務者　西田　善子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６５号
大阪府東大阪市小阪２丁目11番18号　サンシャイン小阪303号
債務者　長坂　崇雄
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８２号
大阪府八尾市山賀町３丁目23番地の１レオネクストエスペランサ206号
債務者　西丸　嘉人
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９２号
大阪府箕面市西小路４丁目４番29号　205号
債務者　中谷理恵子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１２号
大阪市城東区諏訪２丁目４番23―1002号
債務者　島田　和美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７３号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番１号　フォレスト長原306
債務者　竹谷　佳代（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９６号
大阪府豊能郡能勢町宿野466番地
債務者　畠中亜朱紗（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５２号
大阪府摂津市一津屋１丁目34番１―304号
債務者　川**滿**　美香（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５８号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番７―711号
債務者　多田　**劦**子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目８番10―1034号
債務者　木村　卓司
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部